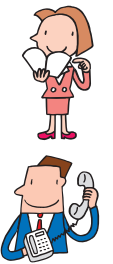


### 青梅市消費者相談室 消費生活相談員募集



募集人数 若干人  
応募資格 パソコン(ワード・エクセル)の操作ができる方で、次の①②のいずれかに該当する方

①消費生活相談員資格(国家資格)を有する方  
②平成23年4月1日から28年3月31日の期間に実務経験が通算1年以上ある方または指定講習課程を修了している方で、次のいずれかの資格を有する方

▽消費生活専門相談員(独)国民生活センター認定資格  
▽消費生活アドバイザー(一財)日本産業協会認定資格

▽消費生活コンサルタント(一財)日本消費者協会認定資格

任用期間 6月1日〜平成31年3月31日  
更新あり  
勤務日時 月々金曜日で週4日 午前10時〜正午、午後1時〜4時30分  
※原則として年末年始祝日を除く  
※第2・4火曜日は午後6時30分までの勤務あり  
※実働5時間30分

勤務場所 青梅市消費者相談室(市役所3階)  
業務内容 消費生活に関する相談、あつせん処理およびこれらに付随する業務、出前講座講師

報酬 月額1万2千500円  
※社会保険・雇用保険・厚生年金あり  
選考方法 書類選考、面接  
選考日 5月22日(火)  
※時間・会場は後日通知  
申込方法 5月15日の午後5時(必着)までに、市販の履歴書(直近3か月以内に撮影した写真を添付)に必要事項を記入し、資格を証明する書類の写しを添えて、簡易書留で郵送または直接、市民安全課(市役所3階)へ  
※土・日曜日、祝日を除く  
※応募書類は返却しません。  
問い合わせ 市民安全課 市民相談係

### 自転車安全利用TOKYOキャンペーン 5月1日(火)~31日(木) 「やさしさが 走るこの街 この道路」 自転車も ルールとマナーで 事故防止

東京都、区市町村および関係機関・団体と連携して「自転車安全利用TOKYOキャンペーン」を実施します。

自転車を利用するときは、「自転車安全利用五則」を守り、安全運転を心がけましょう。

#### ★自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
  - ▷飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ▷夜間はライトを点灯
  - ▷交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用



#### ★自転車を安心して利用するために

- ▷駐輪場を利用しましょう。
- ▷こまめに点検整備をしましょう。
- ▷万が一に備えて保険に加入しましょう。

問い合わせ 青梅警察署 ☎22-0110、市市民安全課 市民安全係

### 5月は消費者月間 統一テーマ「ともに築こう 豊かな消費世界」 誰一人取り残さない

平成29年度の消費者相談件数は891件  
不当・架空請求

《事例》  
▽大手サイト事業者をかた「有料動画サイトの利用料が未納です。本日に連絡がなければ法廷措置をとります。連絡先は…」というメールが届いた。慌てて連絡したら高額な利用料を請求され、コンビニでギフトカードを購入し、番号を伝えるように言われた。『小額消費料金未納に関する』

《事例》  
「保険料の還付がある。期限は過ぎていたが、今日中に手続きすれば間に合う」と電話があり、キャッシュカードを持って無人のATMに行くよう指示されたが、詐欺ではないか。『アドバイス』

《事例》  
「留守番電話にしておくと、迷惑電話防止機能付きの電話へ買い換えるなども効果があります。」

《事例》  
「消費者相談室から」に相談事例等を掲載するほか、相談事例集「くらしの相談ABC」の発行・配布(年1回)、消費者啓発用DVDの貸し出しを行っています。

する訴訟最終告知のお知らせ、「総合消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」等と題して「訴訟を起こしたのを取り下げの相談に応じる」と書かれたハガキが送られてきた。連絡したところ、弁護士を紹介すると言われ、弁護士費用を支払ってしまつた。『アドバイス』

《事例》  
「不当・架空請求について相談するため、インターネットで「消費者」「相談」を検索し、上位に表示されたところに連絡したら解決費用を請求され、契約してしまつた。『アドバイス』

《事例》  
「保険料の還付がある。期限は過ぎていたが、今日中に手続きすれば間に合う」と電話があり、キャッシュカードを持って無人のATMに行くよう指示されたが、詐欺ではないか。『アドバイス』

《事例》  
「留守番電話にしておくと、迷惑電話防止機能付きの電話へ買い換えるなども効果があります。」

《事例》  
「消費者相談室から」に相談事例等を掲載するほか、相談事例集「くらしの相談ABC」の発行・配布(年1回)、消費者啓発用DVDの貸し出しを行っています。

《事例》  
「消費者相談室では、消費者に関する相談を受けるほか、消費者に関する情報を発信する啓発等も行っています。」

### ウメ輪紋ウイルス緊急防除にご協力を 強化対策地区内の 感染状況調査の実施

市では、ウメ輪紋ウイルス緊急防除の強化対策地区における今年度第1回目の感染状況調査を次のとおり実施します。

日程 5月8日(火)〜6月1日(金)  
※調査の状況により期間を延長する場合があります。

調査方法 黄色の腕章をつけた農林水産省の植物防疫官と市職員が、対象となる植物を調査し、ウメ輪紋ウイルスに感染したときに現れる症状がないか確認します。症状がある場合は、葉を採取します。採取した葉を検定し、感染の有無を確認します。

強化対策地区外の調査  
強化対策地区外の調査は、5月〜8月に黄色の腕章をつけた植物防疫官と都職員または都から委託を受けた業者が実施します。

梅の実生苗は処分を  
梅の実生苗(種子から発芽して成長したもの)は、小さいうちに処分をお願いします。

お問い合わせ 梅の里再生担当

### 「市民のくらし展」参加団体募集

市では、毎年秋に開催される青梅産業観光まつりで、消費生活展として「市民のくらし展」を開催しています。

「市民のくらし展」では、消費者団体等によって構成される実行委員会がテーマを決め、さまざまな消費者問題を取り上げて啓発等を行います。今年度の参加団体を募集します。詳細は、市民安全課(市役所3階)へお問い合わせください。お申し込み 5月15日まで 市民相談係へ

